

# 高瀬分譲地温泉施設管理要綱

## ○高瀬分譲地温泉施設管理要綱

平成27年3月3日

告示第46号

改正 平成28年3月29日告示第95号

(趣旨)

第1 この要綱は、大町市平高瀬分譲地（以下「分譲地」という。）における温泉の供給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配湯施設 大町市温泉引湯事業が所管する供給槽から分岐した導管（以下「配湯管」という。）及びこれに付随する市が所有する施設をいう。

(2) 給湯装置 配湯管から分岐して設けられた給湯管及びこれに直結する給湯器具をいう。

(3) 流量管理装置 給湯装置上に設けられた供給湯量を管理するための装置をいう。

(4) 温泉利用権 分譲地において温泉の供給を受けるための権利をいう。

(温泉の給湯方法等)

第3 温泉は、配湯施設に接続した給湯装置から給湯するものとし、その量の単位は、流量管理装置において毎分1.5リットルをもって1口とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、温泉の供給を制限し、又は停止することはできない。

(1) 災害等不測の事由により給湯が困難になったとき。

(2) 配湯施設又は給湯装置が損傷したとき。

(3) 大町市温泉引湯事業の分湯槽の湯量が減少若しくは停止又は温度が著しく低下したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由のため給湯ができないとき。

3 温泉の標準温度は、分湯槽において摂氏70度とする。

4 市長は、第2項各号の事由により温泉の供給を制限し、又は停止をしようとする場合は、あらかじめその旨を給湯装置の所有者又は使用者（以下「使用者等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

5 第2項各号の事由により温泉の供給を制限し、又は停止をしたことによって使用者等に生じた損害は、市はその責めを負わない。

6 流量管理装置の位置は、市長と使用者等の協議により決定するものとし、その位置を変更しようとする場合も同様とする。

(温泉の供給申請)

第4 新たに温泉の供給（第5において「新規供給」という。）を受けようとする者又は温泉の供給量を変更しようとする者は、市長に温泉供給申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、利用場所、配湯量等を総合的に

判断し、適当と認めたときは承諾の通知をするものとする。

(権利料)

第5 第4の規定による新規供給又は供給量の変更の承諾(供給量の増加についての承諾に限る。)を受けた者は、温泉利用権として1口につき60万円(以下「権利料」という。)を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上その他特別な理由があると認めたときは、権利料を軽減し、又は免除することができる。

3 第1項の規定による権利料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(温泉供給契約の締結)

第6 第4の規定により新規供給又は供給量の変更の承諾を受けた者は、別に定める温泉供給契約(以下「契約」という。)を締結しなければならない。

(代理人)

第7 使用者等が市内に居住しないときは、使用者等は、この要綱に規定する使用者等が行うべき事項を処理させるための代理人を置かなければならない。

2 前項の代理人は、市内に居住する者でなければならない。

(給湯装置の管理責任)

第8 使用者等並びに使用者等の家族、同居人、雇人等は、給湯状況に異常があると認めたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、給湯装置の修繕その他必要な措置(以下「修繕等」という。)を講ずることが必要であると認めたときは、当該修繕等を講ずることができる。

3 前項の給湯装置の修繕等に要する費用は、第13に規定する区分により負担する。ただし、市長が特に認めたときは、使用者等の負担分の全部又は一部を市が負担することができる。

(届出事項)

第9 使用者等は、温泉の使用を開始し、休止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長に温泉使用(変更)届(様式第2号)を提出しなければならない。

2 使用者等は、温泉利用権及び給湯装置の所有者名又は住所等に変更があったときは、速やかに市長に温泉利用権・給湯装置所有者名等異動届(様式第3号)を提出しなければならない。

(工事の申請)

第10 給湯装置の新設、増設、改造又は撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、給湯装置工事申請書(様式第4号)に必要な承諾書等を添えて、市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、現地を調査し、承認又は否認の通知をするものとする。

(工事の施行)

第11 工事の設計及び施行は、大町市水道給水条例(昭和30年条例第16号)第19条第1項に定める指定給水装置工事事業者によらなければならない。

2 工事がしゅん工したときは、給湯装置工事しゅん工届(様式第5号)により直ちに市長に届け出て、市長の検査を受けなければならない。

(構造及び材質)

第12 工事は、市長が認めた構造及び材質によらなければならない。

(工事費用の負担)

第13 工事に係る費用のうち、配湯管から流量管理装置まで(1次止湯栓から流量管理装置までの給湯管は除く。)は市が負担し、その他は使用者等が負担するものとする。

(給湯装置の変更)

第14 市長は、配湯施設の移転その他の理由によって、給湯装置の変更工事を必要とするときは、使用者等の同意を得ずに当該工事を施行することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該工事の施行を必要とする原因又は事由を生じさせた者の負担とする。

(利用料の支払い義務)

第15 使用者等は、第6の規定による契約を締結し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第16に規定する温泉施設維持管理に要する費用(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。

(1) 給湯装置を設置し、温泉供給が受けられる状態にあるもの

(2) 給湯装置を設置していないが、契約締結後1年を経過したもの

2 温泉利用権を放棄した場合を除き、使用者等は、温泉供給の休止中も利用料を支払わなければならない。

(利用料)

第16 利用料は、1口につき月額11,000円に、当該金額に温泉の利用月における消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(利用料の特例)

第17 月の中途において、温泉の利用を新たに開始し、又は廃止したときの利用料は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内のとき 月額の2分の1に相当する額

(2) 使用日数が15日を超えるとき 月額に相当する額

(利用料の徴収方法)

第18 利用料の徴収方法は、市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。

2 納入通知書は、3月ごとに発行し、遅くとも納期限の10日前までに使用者等にこれを交付するものとする。

3 使用者等は、前項の納入通知書により、発行月の末日までに利用料を納付しなければならない。

4 前項の納期限が休日(大町市の休日を定める条例(平成2年条例第15号)第1条第1項に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日までに納付しなければならない。

(利用料の減額)

第19 温泉供給が停止若しくは減少又は供給温度が第3第3項の標準温度より低下したときは、別表第1及び別表第2に定めるところにより、それぞれの状態に応

じ利用料を減額するものとする。

- 2 前項の規定により減額となる利用料の額は、当該月以降の利用料において精算するものとする。

(調査及び身分証明)

第20 市長は、給湯装置の検査及び給湯状況の調査その他温泉の管理上必要があると認めるときは、その職員に使用者等の敷地内に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により職員が検査及び調査をしようとするときは、その身分を示す証明書を携帯し、求めに応じて提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(停止処分等)

第21 使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その理由が継続する間の給湯を停止し、及びその理由による損害があったときは、これを原因者に賠償させることができる。

- (1) 利用料を納期限までに納入しないとき。
- (2) 第10第2項に規定する承認を受けずに、工事をしたとき。
- (3) 市長へ届け出ることなく、温泉利用権を第三者へ貸与、譲渡又は売却したとき。
- (4) 市長の許可なく流量管理装置を操作したとき。
- (5) 給湯装置を故意又は過失により損傷又は滅失したとき。
- (6) 前各号のほか温泉の適正な供給に支障を与え、又はそのおそれのあるとき。

- 2 市長は、前項の規定による給湯の停止の処分をしようとするときは、当該処分の予定者に対し給湯停止予告書を交付するものとする。

- 3 前項の予告書が交付不能の場合、大町市公告式条例(昭和29年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に公告することによって、効力を生ずるものとする。

(停止処分中の利用料)

第22 第21の規定により、温泉の供給を停止した場合にあっても、使用者等は停止期間中の利用料を納入しなければならない。

(契約の解除等)

第23 市長は、第21第1項各号の規定に該当する事由について、停止処分後においても是正される見込みがないときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、温泉利用権も消失するものとし、市長は当該使用者等に温泉供給契約解除通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(給湯装置の切離し)

第24 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、温泉の管理上必要があると認めるときは、給湯装置を切り離すことができる。

- (1) 第23の規定により契約を解除し、かつ、使用者等が90日以上所在不明のとき。
- (2) 温泉の使用が廃止又は停止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき、又は給湯装置が公益上において支障があると認めるとき。

(委任)

第25 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、一般社団法人信州・長野県観光協会（以下「協会」という。）と温泉供給契約を締結していた者及び協会から温泉供給の許可を受けていた者のうち、施行日以後継続して温泉供給を受けようとするものは、第5第1項の規定による相当分の権利料を支払い、第6の規定による契約を締結したものとみなす。

附 則（平成28年3月29日告示第95号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいてなされた処分、手続、不服申立てその他の行為については、なお従前の例による。

別表第1（第19関係）

温泉利用料減額基準

温泉供給状態	減額基準
温泉供給が停止した場合	利用料は、停止の日数に応じて減額する。ただし、あらかじめ計画された1日未満の停止を除く。
温泉供給量が減量し、又は供給温度が標準温度より低下した場合	利用料は、温泉供給カロリー指数により1月を単位として、次表のとおり減額する。

別表第2（第19関係）

温泉利用料減額表

カロリー指数	利用料減額率	利用料徴収率	カロリー指数	利用料減額率	利用料徴収率
68以上	0%	100%	58	53%	47%
67	5	95	57	58	42
66	11	89	56	63	37
65	16	84	55	68	32
64	21	79	54	74	26
63	26	74	53	79	21
62	32	68	52	84	16
61	37	63	51	89	11
60	42	58	50	95	5
59	47	53	50未満	100	0

カロリー指数算出計算式

基本温泉供給量（1月）……………V（単位：リットル）

減量後の温泉供給量（1月）……………V'（単位：リットル）

基本温泉温度（第3第3項の規定による温度）……………T（単位：℃）

低下後の温泉温度（1月加重平均）……………T'（単位：℃）

$$\text{カロリー指数} = \frac{V' \times T'}{V \times T} \times 100$$

様式第1号（第4関係）

（区画番号 ー ）

温泉供給申請書

年 月 日

大町市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

高瀬分譲地温泉供給施設管理要綱第4の規定により、次のとおり温泉供給について申請します。

温泉供給場所	大町市平（高瀬分譲地）	番地
申請区分 (該当番号に○)	1 新規供給	2 供給量変更
希望口数 (1口1.5L/分)	口（変更前 口）	
所有者 (権利者)	フリガナ 氏 名	⑩
	住 所	
	連絡先	
給湯装置工事予定日 ・供給量変更希望日	年 月 日	
備 考		

※1 供給許可1口につき60万円の権利料が必要となります。なお、権利料の納入後でなければ供給（増量を含む。）に応じられません。

2 供給量変更（減量）により一部権利放棄しても、権利料は返還されません。

様式第2号(第9関係)

(区画番号 ー )

温泉使用(変更)届

大町市長 殿

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 ㊟

高瀬分譲地の温泉供給について、給湯装置の利用区分を次のとおり変更したいので、高瀬分譲地温泉施設管理要綱第9第1項の規定により届け出ます。

給湯装置設置場所	大町市平(高瀬分譲地) 番地	
利用区分変更内容 (該当番号に○)	1 開 始      2 休 止      3 廃 止(温泉利用権放棄)	
納 入 通知書 送付先	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
備 考		

※ 給湯装置を撤去しても、温泉利用権を放棄しない場合は休止扱いとなり、温泉利用料を引き続きお支払いいただくこととなります。

様式第3号（第9関係）

（区画番号 ー ）

温泉利用権・給湯装置所有者名等異動届

大町市長 殿

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり異動がありましたので、高瀬分譲地温泉施設管理要綱第9第2項の規定により届け出ます。

給湯装置設置場所	大町市平（高瀬分譲地）		番地
変更前	氏 名 <small>（名義変更以外は押印不要）</small>		㊟
	住 所		
変更後	フリガナ	-----	
	氏 名		㊟
	住 所		
変更理由 <small>（該当番号に○）</small>	1. 土地売買 2. 家屋売買 3. 温泉利用権売買 4. 相続 5. 贈与 6. 商号・代表者名変更 7. 住所変更 8. その他（ ）		

※異動届の提出後、権利関係について利害関係人等から異議の申出があっても、市は、その責任を負いません。また、売買、贈与により温泉利用権の権利者が変更となった場合は、別途温泉供給契約の締結が必要となります。

留意事項

- 1 前名義人の押印が得られない事情（死亡、疎遠、所在不明等）が認められる場合は、押印を省略することができる。
- 2 相続の場合には、登記事項証明書（現在事項証明書、登記事項要約書等）又は登記権利書の写しを1部添付すること。
- 3 売買、贈与等の場合には、温泉利用権等を異動したことがわかる書類の写しを1部添付すること。（売買契約書、登記事項証明書等。売買金額など開示し難い事項の記載は、黒塗り可）

様式第4号（第10関係）

給湯装置工事申請書

年 月 日

大町市長 殿

大町市高瀬分譲地温泉施設管理要綱第10第1項の規定により、申請します。

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(注)太線枠内のみ記入してください。

装置所有者 (温泉利用権者)	住所	氏名	_____ ㊟	電話
装置使用者	住所	氏名	_____	電話
代理人 (装置所有者が市外の場合、市内居住の代理人を設定)	住所	氏名	_____ ㊟	電話
装置場所	大町市平（高瀬分譲地）		番地	番号 (流量管理装置番号)
温泉供給 契約年月日	年 月 日	供給口数	口	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工期	着工予定日 年 月 日 ~ しゅん工予定日 年 月 日			
給湯装置工事事業者（指定給水装置工事事業者）	住所	氏名	㊟	備考
主任技術者	住所	氏名	㊟	
		給湯装置現況	<input type="checkbox"/> 貯湯槽 ( t ) <input type="checkbox"/> 圧力ポンプ ( ) <input type="checkbox"/> 加熱器 ( )	給湯湯温 _____ ℃

【工事申請添付書類】位置図・計画平面図・計画立面図・使用材料表等（※その他別途協議）

権利料	<input type="checkbox"/> 新規	口数	権利料額	納入年月日	承認	承認年月日	承認番号
	<input type="checkbox"/> 変更	口	円	年 月 日		年 月 日	第 号

様式第5号（第11関係）

給湯装置工事しゅん工届			
			年 月 日
大町市長 殿			
(給湯装置設置場所)			
(給湯装置所有者)			
Ⓜ			
(給湯装置工事事業者)			
Ⓜ			
工事承認年月日	年 月 日	承認番号	

しゅん工検査結果			
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
検査項目	判定	指摘事項	
平面図	可・不可		
断面図	可・不可		
立面図	可・不可		
分岐部のオフセット(有・無)	可・不可		
現地の検査	可・不可		
工事写真	可・不可		
総合判定		合格 ・ 不合格	
手直し・再検査判定		合格 ・ 不合格	
【検査所見】			
検査年月日	年 月 日	検査職員氏名	Ⓜ

様式第6号（第23関係）

温泉供給契約解除通知書				
				第 号 年 月 日
様		大町市長 印		
<p style="text-align: center;">大町市平高瀬分譲地の温泉供給について、下記理由により温泉供給契約を解除しますので、高瀬分譲地温泉施設管理要綱第23第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
温泉供給場所	大町市平（高瀬分譲地）	番地	区画番号	—
契 約 日	年 月 日		許可口数	口
取 消 理 由				
取 消 年 月 日	年 月 日			
そ の 他				
備考				

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

- 様式第1号 (第4関係)
- 様式第2号 (第9関係)
- 様式第3号 (第9関係)
- 様式第4号 (第10関係)
- 様式第5号 (第11関係)
- 様式第6号 (第23関係)